

第8号様式（第8条関係）

世富第1188号  
令和3年 1月 8日

株式会社牧野フライス製作所  
代表取締役 井上 真一 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



富士吉田第4期工場建設事業に係る  
景観配慮書に対する意見について（送付）

令和2年11月10日付けで送付があった景観配慮書に対する、山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例第8条第1項の規定による意見は、別紙のとおりです。

観光文化部世界遺産富士山課  
保全管理担当  
TEL 055(223)1330

(別紙)

富士吉田第4期工場建設事業に係る  
景観配慮書に対する意見について

1 対象事業

- (1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
事業者の名称：株式会社牧野フライス製作所  
代表者の氏名：代表取締役井上 真一  
主たる事務所の所在地：東京都目黒区中根2-3-19
- (2) 対象事業の名称  
富士吉田第4期工場建設事業
- (3) 対象事業の種類  
建築物の新築の事業  
宅地の造成の事業
- (4) 対象事業の規模  
事業区域の面積 54,263.27㎡  
建築物敷地の面積 17,765.00㎡
- (5) 対象事業の実施に係る区域の位置  
山梨県富士吉田市新屋字下カジヤ作他地内

2 意見

(1) 全般的事項

予定する事業は、自然公園法など各種法令に基づく届出等が必要であるため、法令を所管する機関と十分に協議を行い、法令の規定、通知等に基づき風景の保護上適切な配慮を行ってください。

(2) 個別的事項

- ① 屋根に太陽光パネルを設置することについて、設置する場合としない場合で予測評価を行ってください。
- ② 建物の色彩決定にあたっては必要に応じてフォトモンタージュ等を用いて検討を行ってください。

3 告知

景観配慮書の記載事項について補足又は追加の説明を希望する場合は、この意見書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に山梨県知事に対し、景観配慮書の記載事項について説明する機会を与えるよう請求することができます。

す。この場合の請求は、説明機会付与請求書（山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する書類の様式等を定める要領第3号様式）により行ってください。